

産後ケア事業安全に関するマニュアル

村山市

令和6年12月
村山市保健課 作成

令和7年3月修正

目 次

1	事故防止及び安全対策	1
(1)	乳幼児突然死症候群・窒息・転倒	1
(2)	児の預かり	1
(3)	緊急時の対応体制	1
(4)	児の取り違え	1
(5)	児の連れ去り	2
(6)	食事提供	2
(7)	感染症	2
(8)	災害対応	2
2	事故発生時の対応及び報告	3
(1)	用語の定義	3
(2)	事業者及び村山市の対応	4
①	重大事案以外の事故発生時の段階的な対応	4
②	重大事案等発生時の対応	5
(3)	家族等への対応	6
(4)	事業者の職員への対応	7
(5)	報道機関への対応	7
(6)	県及び国への事故報告	8
3	個人情報情報の取り扱い	10
巻末資料		
別添 1	産後ケア事業 事案等発生時報告様式	11
別添 2	産後ケア事業 アクシデント・インシデント等発生時報告様式	12
別添 3	一次救命処置	13
別添 4	重大事案等発生時における連絡体系（例）	16
参考・引用文献		18

1 事故防止及び安全対策

(1) 乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）及び窒息・転落等

事業者は、医学上の理由でうつぶせ寝が勧められる場合以外は、1歳になるまでは、児を寝かせる時に仰向けにすること。また、一人にしないようにし、定期的に見視等で呼吸状態を観察すること。窒息事故防止のために、口の中に異物がないか、ミルク等の嘔吐物がないか確認すること、また敷布団・マットレス・枕は固めのものを、掛布団は軽いものを使うこと、ぬいぐるみなど口や鼻を覆ったり、首に巻き付くものは置かないこと。

さらに、ベビーベッド等に寝かせる場合は、柵を常に上げておくこと。なお、乳児用体動センサーについては、異常を早期発見しえた症例報告があるが、急変の早期発見に資するエビデンスを示したものはないことに留意の上、定期的に見視等での確認も行うこと。

また、母親に対しても上記、留意事項や観察項目を指導すること。

(2) 児の預かり

産後ケアの対象児は、自宅において養育が可能である新生児及び乳児であるため、村山市は、産後ケア利用申し込みの際に、利用申込者から以下について情報収集し同意を得てから事業者へ情報提供すること。また事業者は児の預かり等について村山市と協議すること。

[確認事項]

- ・分娩状況
- ・産後の体調
- ・治療中の疾患
- ・内服の有無
- ・アレルギーや感染症
- ・栄養法
- ・児の健康状態

児を預かる場合の管理体制について事業者が策定すること。母親と別室にて児の預かりを行う場合の人員については、預かっている児の見守りを行う者と、それ以外の母親のケアを行う者との複数体制とすることが望ましい。

(3) 緊急時の対応体制

村山市は、産後ケア利用申し込みの際に、産後ケア中に医療機関の受診や相談が必要となった場合における、主治医や母親が分娩した医療機関等といった緊急連絡先を把握し、利用申込者の同意を得た上で、事業者に伝えること。

事業者職員は、緊急時の対応に備え、救急蘇生法も含めた救急対応の実技講習等、定期的に研修等を受講することが望ましい。

(4) 児の取り違い

短期入所型及び通所型において、複数人の産後ケアを同時に行う場合、事業者は児の取り違い防止のために、母子標識を装着する。児の預かり、母親への受け渡し時には、母子標識での確認を徹底する。

(5) 児の連れ去り

短期入所型及び通所型において、事業者は児の連れ去りを防止するために、面会や施錠のルールを策定する等、対策を講じる。

(6) 食事提供

事業者は食品衛生法に則り提供する。利用者の食物アレルギーや宗教上の制限に配慮する。新生児や乳児については誤嚥に注意し授乳中や食事中は観察する。

(7) 感染症

事業者はスタンダードプリコーション（標準予防策）に基づいて、自施設に準じた対策を決めておくこと。村山市は事業者の感染症への対応（感染予防及び感染症発生時の対応）マニュアルの作成を把握しておくこと。

①スタンダードプリコーション（標準予防策）

手指衛生は、日常的手洗いもしくは衛生的手洗いを行う。また、乳房ケアや児のケアを行う場合は、必要に応じて手袋、マスク、ガウン、ゴーグル等の個人防護具を着用する。児のケアを行う場合は、「一処置一手洗い」とする。汚染リネンの処理や備品・器材の清掃の頻度や方法について取り決める。清掃等を業者に委託する場合にはスタンダードプリコーションを徹底するよう指導する。

施設内の感染予防には、下痢、嘔吐、発熱などの感染症状がある者の利用停止、感染症症状のあるスタッフの業務停止、短期入所型の場合は面会者の制限等についての対策をとる。

②平時の対応

感染症の流行・警戒レベルに注意し、平時から感染予防対策を明文化する。職員は日常の健康管理に心がける。

(8) 災害対応

①平常時における対策

事業者は避難経路、避難場所やハザードマップの確認、利用者の保護等について決め、連絡体制などについて記載した災害対策マニュアルを作成し、職員に周知する。

また、避難訓練を定期的に実施する。壁に掛けている時計、額等の落下防止対策、棚扉対策、什器等の壁固定などの対策をとる。ヘルメットや懐中電灯などの居室常備品、備蓄品、非常持ち出し品について定期的に点検する。

村山市は、事業者が災害対策にかかるマニュアルを作成し、対策を講じていることを把握し、指導する。

②災害発生時の対応

事業者は作成している災害対策のマニュアルに従い対応する。

村山市は事業者の被災状況・対応状況を把握する。

2 事故発生時の対応及び報告

(1) 用語の定義

- ・アクシデント：医療従事者の過失の有無にかかわらず、医療の全過程において発生する全ての人身事故。患者のみならず、医療従事者に被害が生じた場合も含む。
- ・以下は（アクシデント内の）重大事案（以下「重大事案」とする）である。
 - ①死亡事案
 - ②治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事案等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事案を含み、意識不明の事案についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）
- ・インシデント：ある医療行為が利用者には実施されたが、結果的に被害がなく、また、その後の観察も不要であった場合等を指す。
- ・ヒヤリ・ハット（参考）：利用者に被害が発生することはなかったが、産後ケアの現場で「ヒヤリ」としたり、「ハッ」とした出来事。ある医療行為が利用者には実施されなかったが、仮に実施されたとすれば、何らかの被害が予測される場合を指す。

【アクシデント・インシデント・ヒヤリ・ハットの例】

	アクシデント	インシデント	ヒヤリ・ハット
産褥婦 母親	・湯たんぽ、使い捨てカイロ、温タオル使用による低温やけどで受診した。 ・乳房トラブル時のクーリング指示による凍傷や低温火傷により処置した。 ・転倒により骨折し搬送した。	・対象者の名前を間違い、クーリングの指示のない者にクーリングを実施したが被害がなかった。 ・アレルギーがある利用者に食事を提供する際、配食前に職員間で確認し、アレルギー対応食になっていないことに気づき、アレルギーがある食品の提供を未然に防ぐことができた。	・血糖測定の前直前に試薬の期限切れに気がついた。
新生児 乳児	・ベッド柵を上まで上げておらずベッドから転落し心配な症状があった。 ・スタッフが児を抱いたまま転倒してしまった。	・複数の利用があり、違う児を連れていき、母に指摘された。 ・乳幼児用体動センサーを取り付けていたが、センサーのBluetoothがつながっておらず、定期的な確認の際に気づいた。	・児が寝ていたが、ベッド柵を上まで上げていないことに気づき、ベッド柵を上げたため、転落等に至らなかった。
その他	・事業者の産後ケアに係るデータや記録物の紛失		

(2) 事業者及び村山市の対応

事故発生に備えて、村山市及び事業者は、利用者に対し下記の対応をとることが望ましい。

<村山市>

産後ケア利用申込みの際に、産後ケア中に医療機関の受診や相談が必要となった場合における、主治医や母親が分娩した医療機関等といった緊急連絡先を把握し、利用申込者の了解を得た上で、事業者に伝えること。

<事業者>

産後ケア実施前に、利用者の主治医等、緊急時の連絡先を把握しておくこと。

①重大事案以外の事故発生時の段階的な対応

事故発生後の段階	事業者の対応	村山市の対応	参照ページ
事故発生直後	◇心肺蘇生、応急処置、 <u>119番通報</u> 等、状況に応じ対応 ◇主治医等緊急時の連絡先に連絡 ◇事故の状況を的確に把握 ◇家族へ連絡	—	別添3 一次救命処置 P13
関係者への連絡	◇村山市へ連絡	◇役割分担に基づき対応	
事故後の検証	◇アクシデント・インシデント事案を検証し、 <u>別添2</u> 産後ケア事業 アクシデント・インシデント等発生時報告様式により村山市へ報告（1週間以内） ◇検証結果を事業者が作成した安全に関するマニュアルに反映 ※ヒヤリ・ハットは月ごとの実施報告書にて報告	◇村山市、事業者双方で、要因分析を行い、必要な対策を講じ、村山市及び事業者が作成した安全に関するマニュアルに反映した上で職員間共有 ※必要に応じ村山市は、要因分析・再発防止策の検討の際、村山保健所長に技術的助言を求めることができる。	別添2 P12

②重大事案等発生時の対応

事故発生後の段階	事業者の対応	村山市の対応	参照ページ
事故発生直後	◇119番通報 ◇心肺蘇生、応急処置、状況に応じ対応 ◇事故の状況を的確に把握する ◇家族へ連絡	—	別添3 一次救命処置 P13
関係者への連絡	◇村山市へ連絡	◇役割分担に基づき対応 ◇可能な限り早期に職員が事業者を訪問 ◇村山市内の各部署、関係機関へ連絡	
産後ケア事業の継続	◇事故状況・原因把握 ◇事故発生現場の現状保存 ◇事故に遭った利用者以外の産後ケア利用の継続について判断。継続できずに延期等を行う場合は、村山市と協議し調整。 ※事故への対応と産後ケア事業を実施する職員は可能な限り分けて配置	◇事業者が、安全に関するマニュアルに沿った対応を行っているか確認 ◇事故後の産後ケア事業の継続に支障がないか確認、事業者と協議 ◇支障がある場合、他の事業者での受入の要請等により、事業者の運営を支援	
事故状況の記録	◇事故現場にいた職員は、事故当日にできる限り早く記録	◇状況を時系列に記録する等適切に記録できるよう助言・指導	
家族等への対応	◇事故の発生状況についての的確に報告	◇事業者と協議の上、対応 ◇家族への対応の留意点等について、事業者へ助言	P6(3)
報道機関への対応	◇報道機関への対応窓口の一本化	◇報道機関への対応窓口の一本化 ◇報道機関への対応の留意点等について、事業者へ助言	P7(5)
国・県への事故報告	◇村山市へ事故報告	◇別添1により県へ事故報告	P8(6) 別添1 P11

事故発生後の段階	施設・事業者の対応	村山市の対応	参照ページ
事実関係の整理	◇記録の内容をもととした村山市からの聞き取りに対応	◇事業者の記録や現場確認の結果を取りまとめて事実関係を整理	
明らかな危険要因への対応	◇速やかに対応できるものについては具体的に対応	◇全ての事業者に対し、危険要因について周知	
事故後の検証	◇検証し村山市へ報告 ◇検証結果を事業者が作成した安全に関するマニュアルに反映	◇村山市、事業者双方で、要因分析を行い、必要な対策を講じ、村山市及び事業者が作成した安全に関するマニュアルに反映した上、職員間で共有 ※要因分析・再発防止策の検討の際、保健所長に技術的助言を求める。	

(3) 家族等への対応

事故の原因分析と再発防止の取組みとともに、特に重大事案については、関係者（事故に遭った利用者の家族等、事故に遭った利用者以外の利用者、事業者の職員）の心のケアが必要な場合がある。このため、以下に示す点に留意の上、これらを一体的に行っていくことが望ましい。あわせて、事故後の産後ケア事業の継続についても配慮する。

なお、重大事案以外の場合にも、必要と判断される場合には、当該事案に準じた対応を行うよう留意する。

①重大事案にあった家族等への対応について

<事業者>

○事故の発生状況等について報告するとともに必要な情報提供を行い、家族等の意向を丁寧に確認しながら、誠意をもって対応する。

○事故の発生状況、医療機関の診察・検査結果、今後の受診等について報告する際は、以下の点に留意して、誠意をもって報告する。

家族への報告に関する留意点

- ・電話で報告する場合、電話の前に伝える内容を整理し、事故の概要を的確に伝える。なお、電話の内容は記録する。
- ・事故の概況（事故発生の経緯、事故発生時の様子、受診結果等）については、具体的、かつ、客観的に説明するように心がける。
- ・家族等からの質問には、状況を踏まえ、確認できた内容の事実範囲内において説明する。不明な点や確認中の点については、その旨を伝え、憶測での回答は避ける。

<村山市>

- 事故に遭った利用者の家族等への対応について、事故の発生状況等について報告し、利用者の家族等の意向を丁寧に確認しながら誠意をもって対応するよう事業者に対し助言するとともに、対応について事業者と協議の上、対応する。
- 公立の施設・事業の事故、指導状況、事業が廃止となった場合等、村山市としての対応を説明することが適切な場合、村山市自らも説明に当たる。
- 村山市において相談に対応する他に、法テラスなど、家族等が相談可能な窓口についても紹介する。

（４）事業者の職員への対応

<村山市>

- 事業者の職員がサポートを必要としている場合もあることから、心のケアの専門職への相談ができるよう配慮することについて、事業者に対し助言することにより、事故後の産後ケア事業の継続を支援する。

<事業者>

- 職員が心のサポートを必要としている場合は心のケアの専門職への相談ができるよう配慮する。

（５）報道機関への対応

<事業者、村山市>

- 報道機関などの外部への対応については、村山市と事業者で調整の上、窓口を一本化し、情報の混乱が生じないようにする。

<事業者>

- 報道機関への対応が求められる場合、事業者は、個人情報の保護と次の項目に留意し、事実関係や事故の再発防止への取組み（事実関係の説明、再発防止の考え方等）を整理しておくことが望ましい。

<村山市>

- 報道機関への対応に当たっての留意点について事業者に助言・指導する。
- 断片的な情報を発信して誤解を与えることがないように事業者に対し助言するとともに、村山市自らも留意する。
- 報道機関への対応の内容について、事故に遭った利用者の家族等に丁寧に説明するよう事業者に対し助言するとともに、公立の施設・事業の事故、指導状況、施設・事業が廃止され連絡がとれなくなった場合等、村山市としての対応を説明することが適切な場合、必要に応じて村山市自らも対応に当たる。

（６）県及び国への事故報告（重大事案等発生時）

重大事案等（以下参照）が発生した場合は、速やかに村山市を通じて国に報告すること（令和５年１月１９日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課通知「産後ケア事業における重大事案等発生時の報告様式等について（依頼）」）。

①第１報は原則、事案等発生当日（遅くとも事案等発生日の翌日）

村山市はまず県に事案の概要を口頭にて報告。その後「産後ケア事業事案等発生時報告様式」（別添１）により報告書を作成し、メールに添付して県に報告するとともに電話でも報告する。県は本様式で国へ報告。

②第２報は原則、１か月以内程度。このほか、状況の変化や必要に応じて追加報告を行う。村山市は「産後ケア事業事案等発生時報告様式」（別添１）を使用し、第１報に追記する形で作成。これを基に県が国に報告。

産後ケア事業における重大事案等発生時の報告の流れ

➤ 国への報告の対象となる事案の範囲

- ・ 死亡事案
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事案等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事案を含み、意識不明の事案についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）



①第１報は原則事案等発生当日（遅くとも事案等発生日の翌日）

②第２報は原則１か月以内程度

このほか、状況の変化や必要に応じて追加報告を行う。

(ア) 開庁時間内（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）に事故等が発生した場合

①事業者は村山市へ連絡

連絡先

村山市 保健課 健康指導係

電話番号 : 0237-55-2111 (代表)

メールアドレス : hoken@city.murayama.lg.jp

②村山市は電話とメールにて県庁子ども成育支援課 母子保健担当宛て報告

山形県子ども成育支援課 母子保健担当 電話番号 023-630-2347

メールアドレス ykodomoseiiku@pref.yamagata.jp

(イ) 開庁時間外の連絡先

①事業者は村山市役所（守衛室）へ連絡

村山市連絡先

村山市 代表電話番号 0237-55-2111

(※守衛室から保健課産後ケア事業担当へ連絡が行きます。)

②村山市は電話とメールにて県庁子ども成育支援課宛て報告

山形県代表電話番号 023-630-2211 (県庁代表電話)

メールアドレス ykodomoseiiku@pref.yamagata.jp

3 個人情報の取扱い

委託契約書内、個人情報取扱特記事項を踏まえ、個人情報の性質と重要性を十分認識し、適正に扱うこと。

要保護児童等を把握したときは、当該者の情報を現在地の村山市に提供するよう努めなければならない。＜児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） 第 25 条＞

産後ケア事業 事故等発生時報告様式

第 報

☐ 死亡事故 ☐ 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) 報告年月日 年 月 日☐ 治療に要する期間が30日以上 of 負傷や疾病を伴う重篤な事故

・*は実施がある場合に記入してください。
・水色のセルはプルダウンより選択してください。

施設情報	施設名											施設設置者 (社名・法人名・自治体名等)													
	施設所在地											代表責任者													
	産後ケア事業管理者											利用者の総定員	産婦	名											
	実施事業形態 (該当するものすべてに✓)	☐ 短期入所(ショートステイ)型 ☐ 通所(デイサービス)型 ☐ 居宅訪問(アウトリーチ)型																							
	* 直近の指導監査	年	月	日											緊急対応マニュアル等の有無										
	利用者居住市町村名											他受託市町村名													
利用者情報	母の年齢	歳	こどもの月齢		か	月	日	こどもの性別												多胎児の場合は✓					
	利用開始月日	月	日	利用予定期間	泊	日	利用形態																		
事故発生時の状況等	事故発生日時	年	月	日	時		分	受傷、発症または死亡した者												(その他の場合)					
	事故発生の経緯 ※別途任意様式での作成も可	(利用開始時からの健康状態、母子同室の有無を含む事故発生時の状況、事故発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、第2報以降で追加等すること)																							
	事故発生時の職員体制	産後ケア事業従事職員数		名	うち助産師・看護師・保健師		名																		
	事故発生時該当者以外の利用者の人数	産婦	名、	児	名、	その他	()	名																	
	施設で講じた再発防止策 ※別途任意様式での作成も可																								
	病状・死因等 (既往歴)	【診断名】											(負傷の場合)受傷部位												
		【病状】 (症状の程度)																							
		【既往症】											事故の転帰												
特記事項																									
市町村の対応等※	事故把握日時	年	月	日	時		緊急対応マニュアル等の有無																		
	当該施設の事業継続状況											(休止の場合)期間													
	講じた再発防止策																								
都道府県の対応等	都道府県としての対応																								

※市町村の対応経過については、別添として任意様式で作成し、本報告と併せて提出をお願いします。

・ 報告は事業者から利用者居住市町村→施設所在都道府県を経由して国に報告してください。施設所在市町村と委託元市町村が異なる場合は、当該市町村間で協議・連携しながら対応してください。
・ 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。
・ 発生時の状況等については、施設で記載できない部分については、市町村が適宜記載を補ってください。
・ 記載欄は適宜広げて記載してください。
・ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。
・ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、ベビーベッド等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
・ 報告内容については、国の研究事業等で分析を行い、個人が特定されない形で公表される可能性があります。

市町村担当者

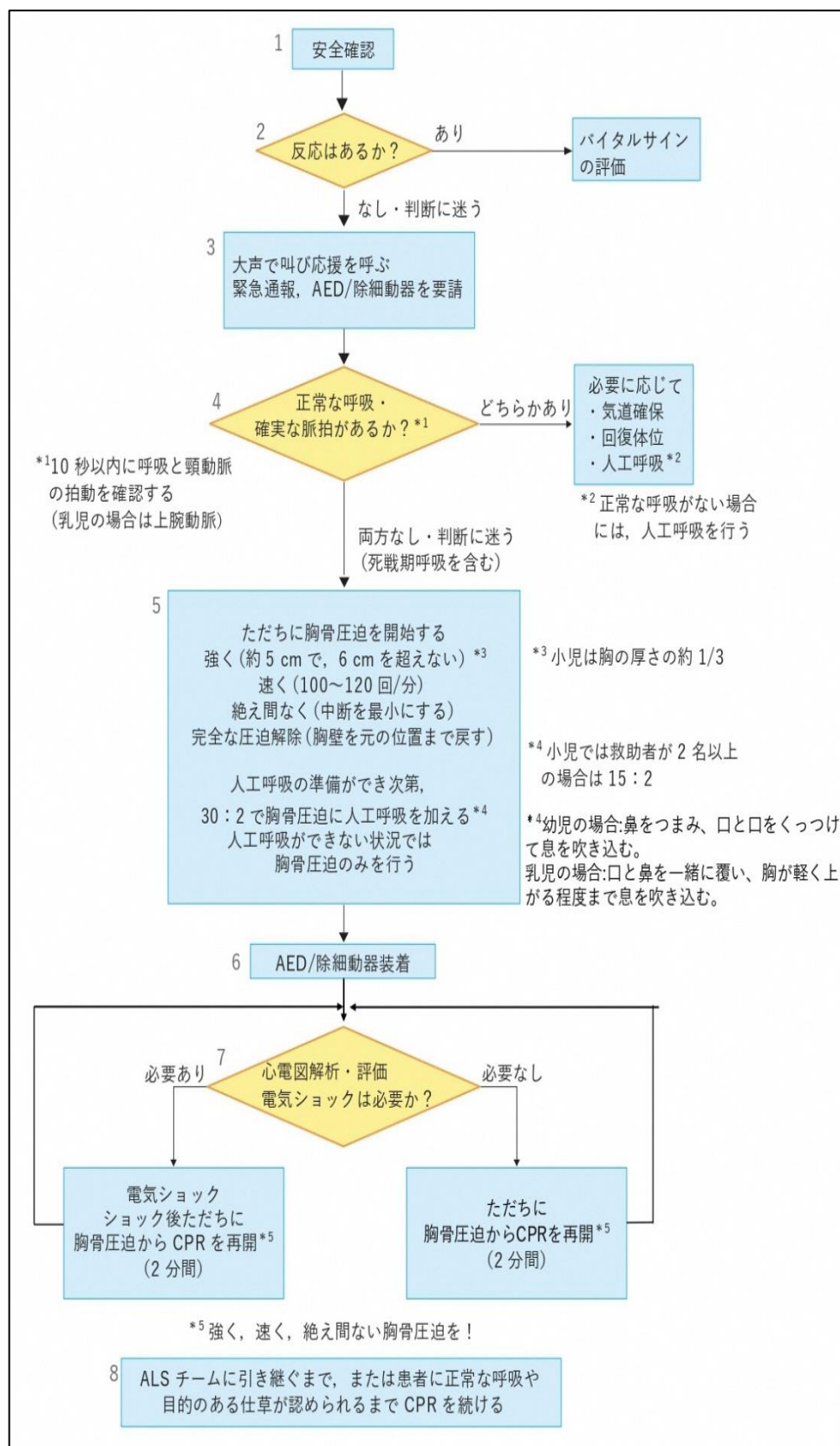
所属・役職

連絡先
(電話)

(E-mail)

産後ケア事業 アクシデント・インシデント等発生時報告様式																		第	報		
報告年月日																		年	月	日	
・＊は実施がある場合に記入してください。 ・水色のセルはプルダウンより選択してください。																					
施設情報	施設名				施設設置者 (社名・法人名・自治体名等)																
	施設所在地				代表責任者																
	産後ケア事業管理者				利用者の総定員				産婦				名								
	実施事業形態 (該当するものすべてに✓)				☐ 短期入所(ショートステイ)型 ☐ 通所(デイサービス)型 ☐ 居宅訪問(アウトリーチ)型																
	＊直近の指導監査				年 月 日				緊急対応マニュアル等の有無												
	利用者居住市町村名								他受託市町村名												
利用者情報	母の年齢		歳		こどもの月齢		か月 日		こどもの性別				多胎児の場合は✓								
	利用開始月日		月 日		利用予定期間		泊 日		利用形態												
事案発生時の状況等	事案発生日時				年 月 日				時 分												
	事案発生の経緯 ※別途任意様式での作成も可																				
	事案発生時の職員体制				産後ケア事業従事職員数				名				うち助産師・看護師・保健師				名				
	事案発生時該当者以外の利用者の人数				産婦				名、児				名、その他 ()				名				
	施設で講じた再発防止策 ※別途任意様式での作成も可																				
	特記事項																				
市町村の対応等※	事案把握日時				年 月 日				時				緊急対応マニュアル等の有無								
	当該施設の事業継続状況								(休止の場合)期間												
	講じた再発防止策																				
																		報告事業所			
																		役職			
																		氏名			
																		連絡先(電話)			
																		(E-mail)			

一次救命処置 (BLS)



乳児の場合

反応の確認



足底刺激で顔をしかめたり泣いたりするか確認。

胸骨圧迫



2 本指圧迫法

両乳頭部を結ぶ線の少し足側を目安とする真ん中を、2 本指で押します。



胸郭包み込み両母子圧迫法

2 本指法で押しにくい場合は、両手を使います。

人工呼吸

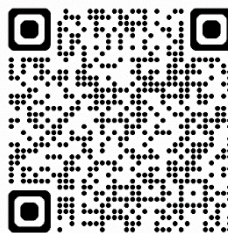
小児の心停止は呼吸原生が多いため呼吸が重要

図：「JRC 蘇生ガイドライン 2020 オンライン版（一般社団法人日本蘇生協議会作成）」

◆ 参考動画 ◆

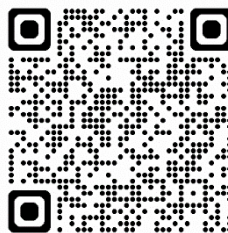
【日本赤十字社】乳児の心肺蘇生

<https://www.youtube.com/watch?v=0XmckkFhILE>



【日本赤十字社】AED を用いた電気ショック（乳児）

<https://youtu.be/X75LMlwKUHU?si=LXNw1e6JBzbfuPwe>



2 AEDの使い方

AEDの使用手順は、小学生～大人用（旧：成人用）における手順と同様ですが、未就学児用パッド（旧：小児用パッド）や未就学児用モード（旧：小児用モード）がある場合、未就学児には未就学児用パッド・未就学児用モードを使用して下さい。



AEDの未就学児用パッド・未就学児用モード （旧：小児用パッド・旧：小児用モード）

ある時

傷病者が乳児を含めた
未就学児と推察される
ときに使用します。

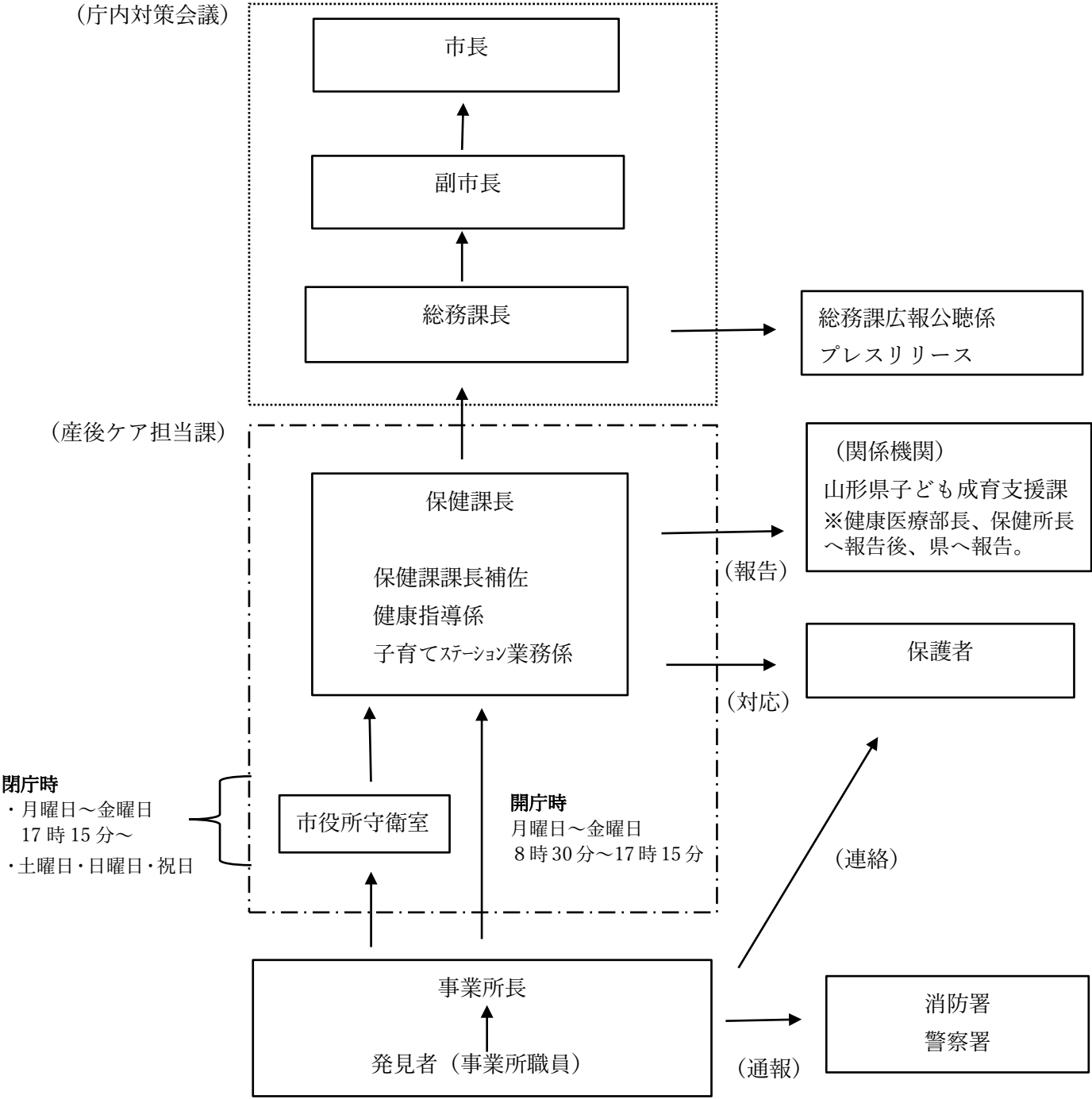
ない時

小学生～大人用パッド、
小学生～大人用モード
（旧：成人用パッド、成人用モード）
を使用して下さい。

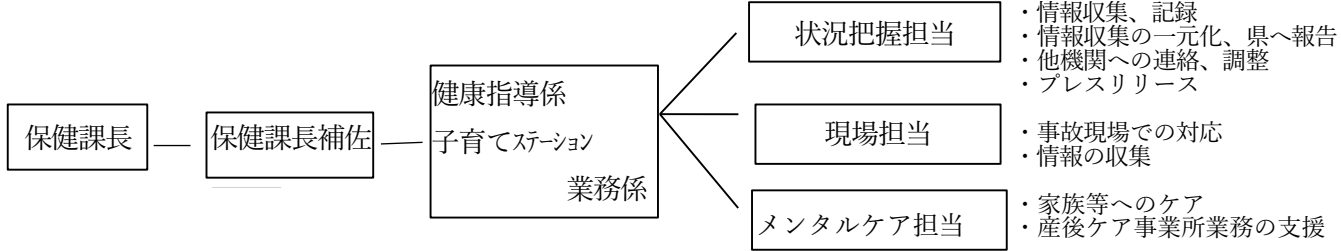
※小学生～大人用パッドを用いて未就学児用モードを使用する場合、未就学児用パッドより大きいので、パッドが触れ合わないようして下さい。

※未就学児用パッド・モードはこれまで小児用パッド・モードの名称で販売されており、古い表記のままで設置されているケースがあります。同様に小学生～大人用パッドは成人用パッドの表記で設置されているケースがあります。

※厚生労働省からAEDの製造販売業者に対し、設置施設等において電極パッド及びモードの選択方法を容易に確認できるラベル、シール等を提供し、視認性に配慮した位置に取り付けるよう促すことを求めています。



【産後ケア担当課の体制】



参考・引用文献

- 1) 今こそ知りたい 助産師のための産後ケアガイド 公益社団法人 日本助産師会
2019 年 3 月 1 日
- 2) 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
【事故発生時の対応】～施設・事業者、地方自治体共通～ 平成 28 年 3 月
- 3) 公衆衛生がみえる 株式会社 メディックメディア 2022 年 3 月 15 日
第 5 版第 1 刷発行
- 4) JRC 蘇生ガイドライン 2020 オンライン版 一般社団法人日本蘇生協議会作成
- 5) 救急蘇生法 子どもの一次救命処置の手順 日本医師会